

消費税法施行令第 70 条の 9 第 2 項第 2 号に基づく卸売市場の確認
について

農林水産事務次官依命通知
制定 令和 2 年 4 月 1 日 元食産第 5882 号

第 1 趣旨

消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 70 条の 9 第 2 項第 2 号の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（令和 2 年 3 月 31 日農林水産省告示第 683 号。以下「基準」という。）を満たす卸売市場であることについての農林水産大臣の確認は、本通知の定めるところにより行う。

第 2 確認のための届出

1 消費税法施行令第 70 条の 9 第 2 項第 2 号の農林水産大臣の確認を受けようとする卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）の規定により認定を受けた中央卸売市場及び地方卸売市場を除く。）の開設者は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第 1 号の届出書（以下「確認届出書」という。）を、食料産業局長に提出しなければならない。

- (1) 開設者の名称及び住所並びに代表者の役職及び氏名
- (2) 卸売市場の名称
- (3) 卸売市場の位置及び施設に関する事項
- (4) 卸売市場の取扱品目
- (5) 卸売市場の開場日及び取引時間
- (6) 卸売市場の開設日
- (7) 卸売市場の卸売業者に関する事項

2 確認届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 開設者の定款（法人の場合に限る。）
- (2) 開設者の登記事項証明書（自然人にあっては戸籍抄本又はこれに代わるもの）
- (3) 開設者の組織に関する書類
- (4) 卸売市場の施設の配置に関する書類
- (5) 卸売市場の業務及びその遵守に関する書類
- (6) 卸売業者の卸売の業務の実績に関する書類（届出を行う直近の事業年度のものであって、販売の委託を受けて行われるものと買い受けて行われるものが区別して作成されているものに限る。また、新たに業務を開始する卸売業者にあっては、販売の委託を受けて行われるものと買い受けて行われるものを区別することを示すものとする。）

- 3 第3により確認を受けた卸売市場の開設者は、確認を受けた内容（前項の添付書類（6）を除く。）について変更が生じる場合又は卸売市場を休止若しくは廃止する場合には、速やかにその旨を記載した別紙様式第2号の届出書（以下「変更届出書」という。）又は別紙様式第3号の届出書（以下「廃止等届出書」という。）を食料産業局長に提出しなければならない（第4の1における報告の際に報告内容に変更が生じている場合も同じ。）。

第3 届出の確認、一覧表の作成・更新及び公表

- 1 食料産業局長は、確認届出書及び変更届出書（以下「届出書等」という。）並びに添付書類の内容を確認し、届け出られた卸売市場が基準を満たすことについて確認したときは、その旨を別紙様式第4号により届出書等を提出した者（以下「届出者」という。）に通知するものとする。

なお、上記通知を受領した届出者は、当該通知が卸売業者に関する事項を記載した届出書等に係るものである場合には、当該卸売業者に対し、通知書面に記載された確認日を連絡するものとする。

- 2 食料産業局長は、確認届出書に基づく確認をした卸売市場について、別紙様式第5号の一覧表（以下「一覧表」という。）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 卸売市場の名称及び位置

- (2) 確認日及び除外日

なお、消費税法第30条第9項第4号に規定する請求書等（卸売市場特例書類）が発行される取引は、一覧表に記載された卸売市場において適格請求書発行事業者の登録番号を有する卸売業者が確認日以後に卸売をする業務（出荷者からの委託を受けて行うものに限る。）として行う生鮮食料品等の譲渡に限られる。

- 3 食料産業局長は、一覧表に記載された卸売市場について、変更届出書又は廃止等届出書の提出を受けた場合には、その内容を確認し、速やかに一覧表を更新する（第4の2により変更届出書又は廃止等届出書の提出を受けた場合も同じ。）。その際、基準を満たすことの確認ができない卸売市場については、速やかに一覧表に除外日を記載する（第4の1の報告又は第4の2の届出を求めたにもかかわらず、一定期間経過後も報告又は届出がない場合も同じ。）。

- 4 食料産業局長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、常に更新された一覧表を公表するものとする。

第4 報告その他

- 1 食料産業局長は、一覧表に記載された卸売市場の開設者に対し、毎年7月末までに、別紙様式第6号により報告を求めるものとする。
- 2 食料産業局長は、前項の報告又はその他事情により一覧表の内容に疑義が生じた場合は、当該卸売市場の開設者に対しその確認を行い、必要に応じ変更届出書の提出を求めることとする。
- 3 一覧表の内容確認及び更新に当たり、食料産業局長は、必要に応じ、都道府県又は関係機関の協力を得ることができる。

第5 施行日

本通知は、令和4年10月1日から施行する。

別紙様式第 1 号（用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。）

令和二年農林水産省告示第 683 号の「基準を満たす卸売市場」の確認届出書
令和〇年〇月〇日

農林水産省食料産業局長 殿

開設者の名称
開設者の住所
代表者の役職及び氏名 印
開設者の電話番号

「消費税法施行令第 70 条の 9 第 2 項第 2 号に基づく卸売市場の確認について」（令和 2 年 4 月 1 日付け元食産第 5882 号農林水産事務次官依命通知。）の第 2 の 1 により、令和二年農林水産省告示第 683 号の基準を満たす卸売市場であることについて、農林水産大臣の確認を受けたいので、次のとおり届出します。

- 卸売市場の名称
- 卸売市場の位置及び施設に関する事項
 - 位置
 - 施設

施設の名称	設置年月日

- 卸売市場の取扱品目
- 卸売市場の開場日及び取引時間
- 卸売市場の開設日
- 卸売市場の卸売業者に関する事項

氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）	住所	登録番号

(注) 登録番号とは、各卸売業者が納税地の所轄税務署長に申請し、当該税務署長から登録の通知を受けた適格請求書発行事業者の登録番号のことをいう。

【添付書類】

- (1) 開設者の定款（法人の場合に限る。）
- (2) 開設者の登記事項証明書（自然人にあっては戸籍抄本又はこれに代わるもの）
- (3) 開設者の組織に関する書類
- (4) 卸売市場の施設の配置に関する書類
- (5) 卸売市場の業務及びその遵守に関する書類
- (6) 卸売業者の卸売の業務の実績に関する書類（届出を行う直近の事業年度のものであって、販売の委託を受けて行われるものと買い受けて行われるものが区別して作成されているものに限る。また、新たに業務を開始する卸売業者にあっては、販売の委託を受けて行われるものと買い受けて行われるものを区別することを示すものとする。）

別紙様式第 2 号（用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。）

令和二年農林水産省告示第 683 号の「基準を満たす卸売市場」の変更届出書

令和〇年〇月〇日

農林水産省食料産業局長 殿

開設者の名称

開設者の住所

代表者の役職及び氏名 印

「消費税法施行令第 70 条の 9 第 2 項第 2 号に基づく卸売市場の確認について」（令和 2 年 4 月 1 日付け元食産第 5882 号農林水産事務次官依命通知。）の第 2 の 3 により、確認を受けた卸売市場について、次のとおり変更の内容を届出します。

- 1 卸売市場の名称及び位置
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更の発生した年月日

【添付書類】

(1)

(2)

別紙様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

令和二年農林水産省告示第683号の「基準を満たす卸売市場」の廃止等届出書

令和〇年〇月〇日

農林水産省食料産業局長 殿

開設者の名称

開設者の住所

代表者の役職及び氏名 印

「消費税法施行令第70条の9第2項第2号に基づく卸売市場の確認について」（令和2年4月1日付け元食産第5882号農林水産事務次官依命通知。）の第2の3により、確認を受けた卸売市場について、卸売市場を休止又は廃止することとしたので、次のとおり届出します。

- 1 卸売市場の名称及び位置
- 2 休止又は廃止の理由
- 3 休止又は廃止年月日

別紙様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

令和二年農林水産省告示第683号の「基準を満たす卸売市場」の届出に対する確認結果の通知書

令和〇年〇月〇日

殿

農林水産省食料産業局長

「消費税法施行令第70条の9第2項第2号に基づく卸売市場の確認について」（令和2年4月1日付け元食産第5882号農林水産事務次官依命通知。）の第3の1により、〇月〇日付で提出のあった届出書（又は変更届出書）の卸売市場について、基準を満たすことを確認したので通知します。

別紙様式第 5 号（用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。）

令和二年農林水産省告示第 683 号の基準を満たす卸売市場の一覧表

都道府県	卸売市場の名称	卸売市場の位置	確認日	除外日

注 1：確認日とは、令和二年農林水産省告示第 683 号（以下「基準」という。）を満たす卸売市場であることについて農林水産大臣の確認を受けた日である。

2：除外日とは、卸売市場の休止又は廃止等に伴い、基準を満たさないこととなった日又は確認できなくなった日である。

別紙様式第6号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

令和二年農林水産省告示第683号の「基準を満たす卸売市場」の報告書

令和〇年〇月〇日

農林水産省食料産業局長 殿

開設者の名称

開設者の住所

代表者の役職及び氏名 印

「消費税法施行令第70条の9第2項第2号に基づく卸売市場の確認について」（令和2年4月1日付け元食産第5882号農林水産事務次官依命通知。）の第4の1により、次のとおり報告します。

- 1 令和2年4月1日付け元食産第5882号農林水産事務次官依命通知第2の1の届出事項及び添付資料の変更の有無について、どちらかに○をつけてください。

卸売市場の名称：

変更の有無 有 ・ 無

上記回答において「有」と回答された場合には、別紙様式第2号の変更届出書又は別紙様式第3号の廃止等届出書を速やかに提出ください。

- 2 その他報告事項（すべての事業者が対象）

（1）卸売業務に係る取扱品目ごとの取扱高及び金額（〇年度（直近年度））

取扱品目	委託販売		買付販売		卸売業務合計	
	トン	千円	トン	千円	トン	千円
当期合計						

注：取扱品目には、野菜及び果実その加工品、水産物及びその加工品、食肉及びその加工品、花き（切花、鉢物、枝物など）等と記載。

（２） 取引参加者の人数は、出荷者及び買受人の平均人数（○年度（直近年度））を記載してください。

① 出荷者：

② 買受人（仲卸、小売等）：

注：出荷者及び買受人の平均人数は、日々の取引伝票により参加者数を把握し、その合計を開市日数で除して算出すること。